≪別紙２≫

令和８年６月３０日	委員名	伊豆津健一

委員会の議題によらない、全般的な利益相反の定期的な開示の基準（その１）
回答表（寄附金・契約金等）

薬事に関する企業からの令和７年度の寄附金・契約金等の受取状況について、以下のとおり回答する。

令和７年度の寄附金・契約金等の受取：　☑ 有り　☐ 無し

（「有り」にチェックがある場合は以下を記入）

企業名：マルホ株式会社

令和７年度における受取額

☑ ５０万円以下
☐ ５０万円超～５００万円以下
☐ ５００万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金（奨学寄附金含む）　☐ 研究契約金　☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☑ 講演料　☐ 原稿執筆料　☐ 当該企業の株式
☐ その他（　　）

企業名：アステラス製薬株式会社

令和７年度における受取額

☑ ５０万円以下
☐ ５０万円超～５００万円以下
☐ ５００万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金（奨学寄附金含む）　☐ 研究契約金　☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☑ 講演料　☐ 原稿執筆料　☐ 当該企業の株式
☐ その他（　　）

企業名：　ロート製薬株式会社

令和７年度における受取額

☑　５０万円以下

☐　５０万円超～５００万円以下

☐　５００万円超

【受取額の内訳】

☐　寄附金（奨学寄附金含む）　☐　研究契約金　☑　コンサルタント料・指導料

☐　特許権・特許使用料・商標権による報酬

☐　講演料　☐　原稿執筆料　☐　当該企業の株式

☐　その他（　　）

（留意事項）

・申告いただいた内容は厚生労働省のウェブサイトに掲載します。

・申告対象期間は前年度分です。７月末までに申告をお願いします。

・薬事に関する企業は医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関する企業を指します。